

議案第77号

天理市自転車等駐車場条例の一部改正について

天理市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年12月8日提出

天理市長 並 河 健

天理市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中

一時利用 (1日1回)	を	一時利用（1日1回）		に
		入場から90分まで	90分を超え、退場まで	
		200	200	
		200	200	
		100	100	
100	無料	100		

改め、同表備考第1項中「第82条の2」を「第124条」に、「第83条」を「第134条第1項」に改め、同表備考に次のように加える。

3 一時利用の「1日」とは、駐車場の開場時間のことをいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の入場に係る駐車料について適用し、同日前の入場に係る駐車料については、なお従前の例による。